

カーボンニュートラル推進に関する 国の政策動向と支援施策の紹介

2026年7月30日（木）

中部経済産業局 カーボンニュートラル推進室

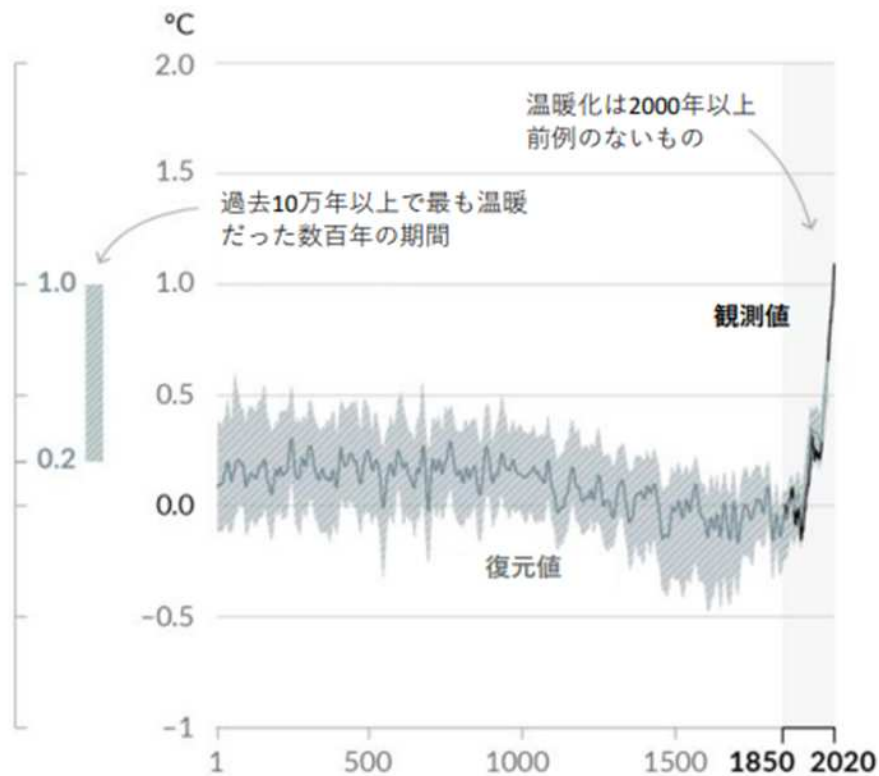
なぜ、カーボンニュートラルが必要か？

人間の影響は、少なくとも過去2000年間に前例のない速度で 気候を温暖化させてきた

1850～1900年を基準とした世界平均気温の変化

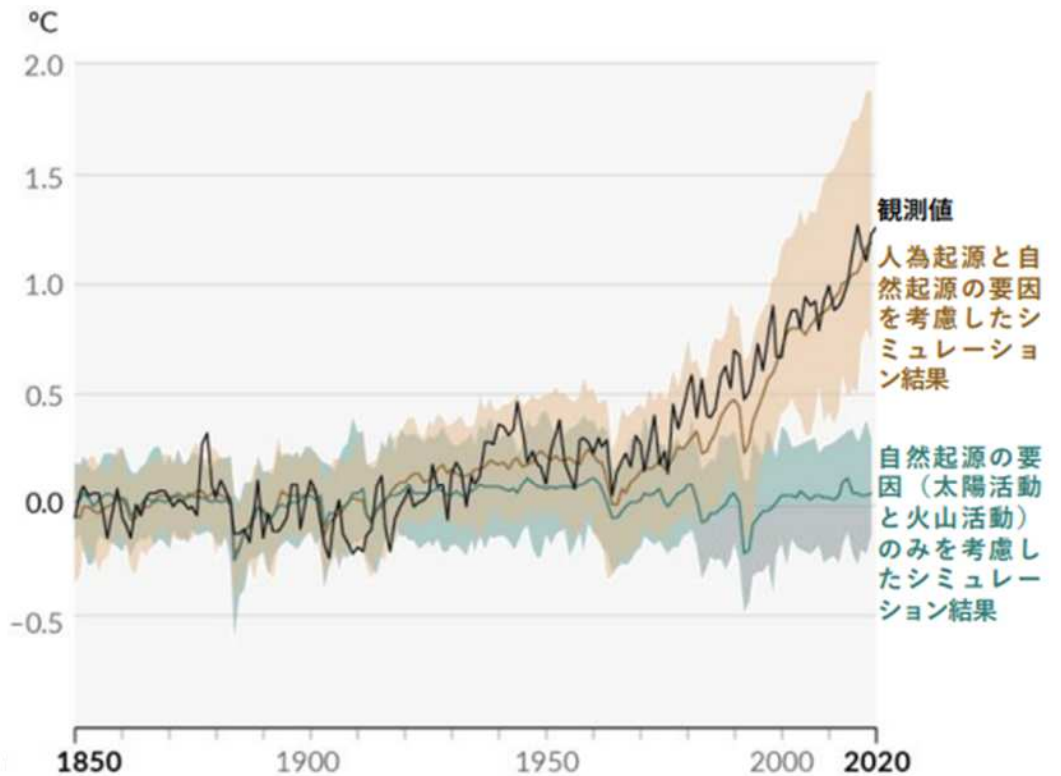
(a) 世界平均気温（10年平均）の変化

復元値（1～2000年）及び観測値（1850～2020年）



(b) 観測あるいは人為起源と自然起源の要因又は自然起源の要因のみを考慮して

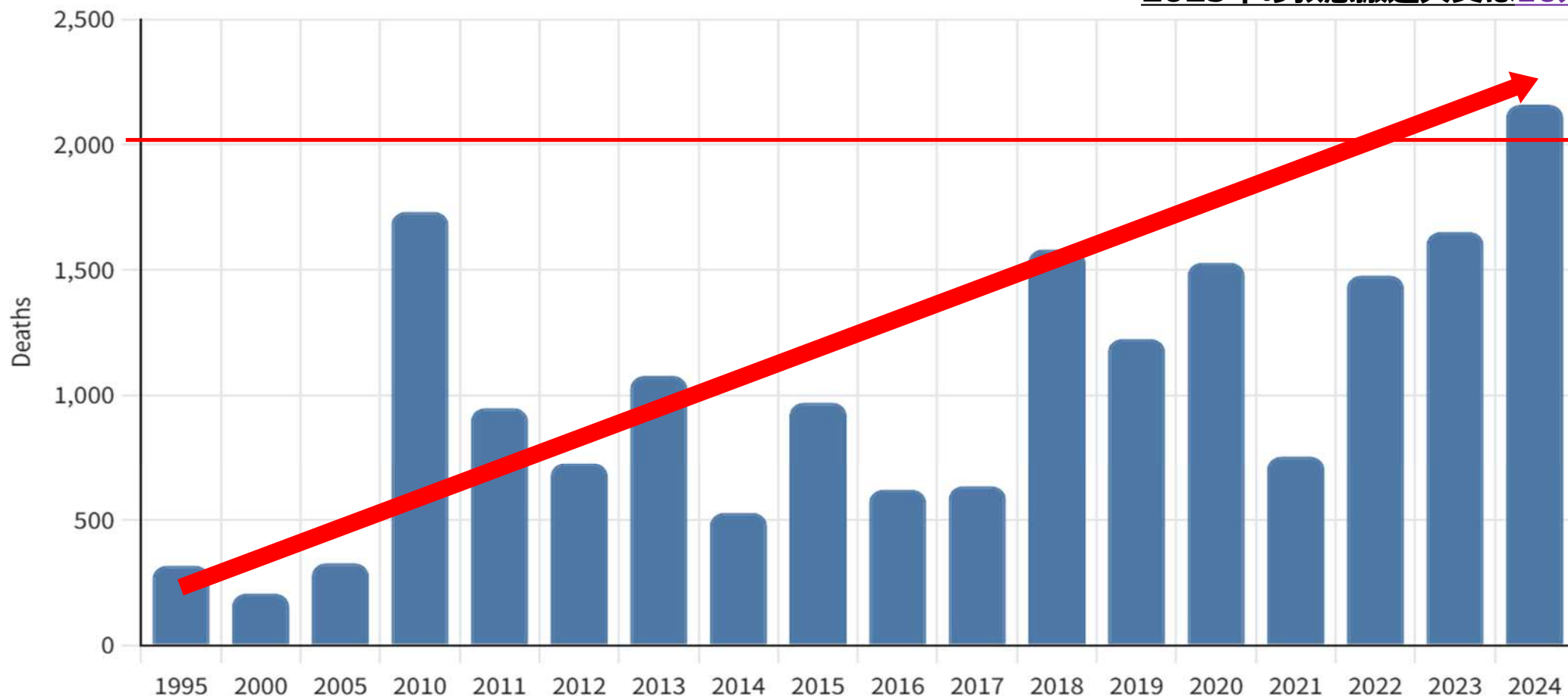
シミュレーションされた世界平均気温（年平均）の変化（いずれも1850～2020年）



熱中症による死亡数の年次推移（1995年～2024年）

Heatstroke Deaths (Total) 1995-2024

2025年の救急搬送人員は10万人超



出典：厚生労働省人口動態統計 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>)

企業活動への影響

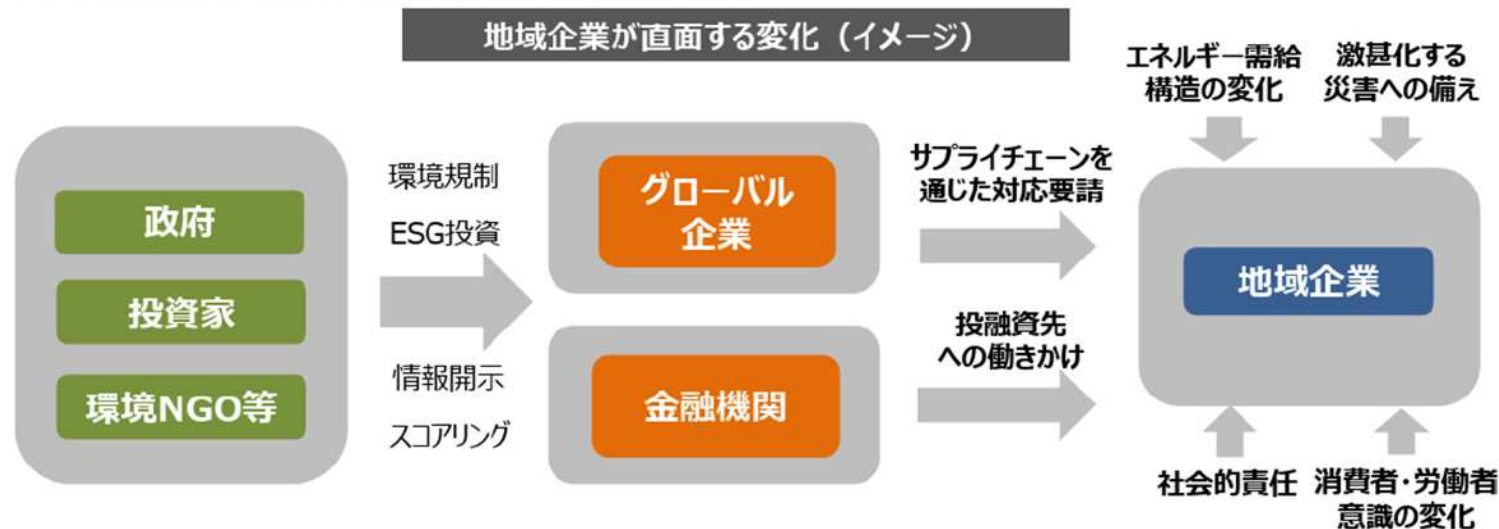
社会や企業行動の変化が自社の活動にも影響を及ぼす可能性

TECHNOVA

- ・ 排出削減に関する社会的な要請を踏まえたグローバル・大手企業や金融機関の取組動向によって、サプライチェーン等で関係する地域の企業にも影響が及ぶ可能性が高まりつつあります。
- ・ 自社のGHG排出やエネルギー使用に関わる状況を把握した上で、こうした外部環境変化へ対応していくことが企業活動の前提になりつつあります。

(地域企業に及ぼす影響例)

- ・ サプライチェーン全体で脱炭素化に取り組む取引慣行の進展
- ・ エネルギー需給構造の変化による社会経済環境の変化
- ・ 金融機関・投資家による環境に配慮したファイナンスの拡大 など



1. 現状認識

2. CN・GXに関する政策動向

3. 支援施策

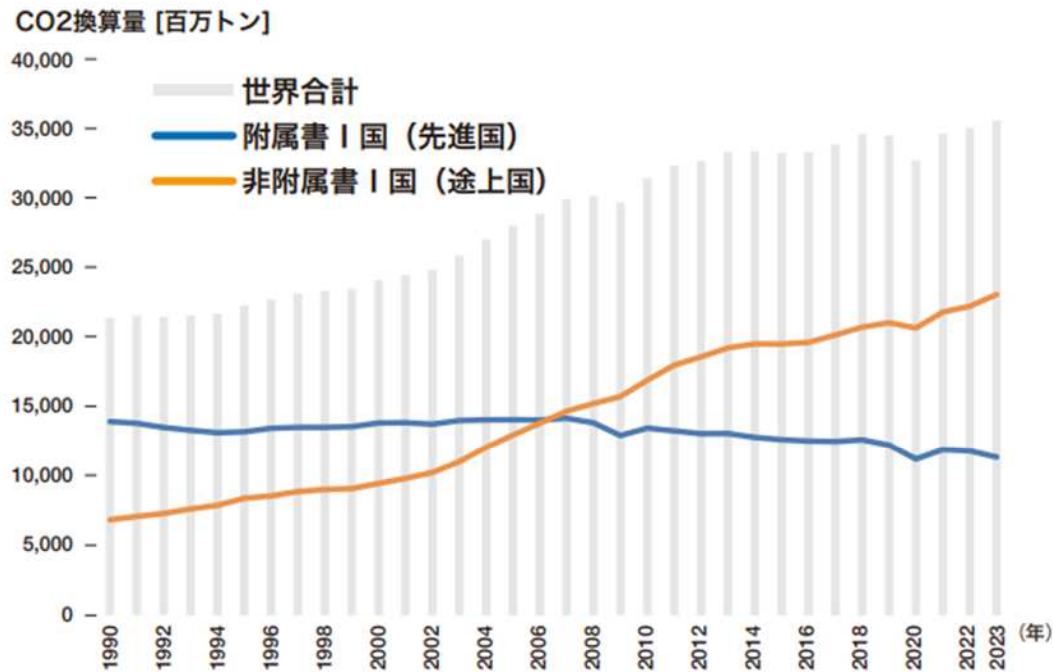
1. 現状認識

2. CN・GXに関する政策動向

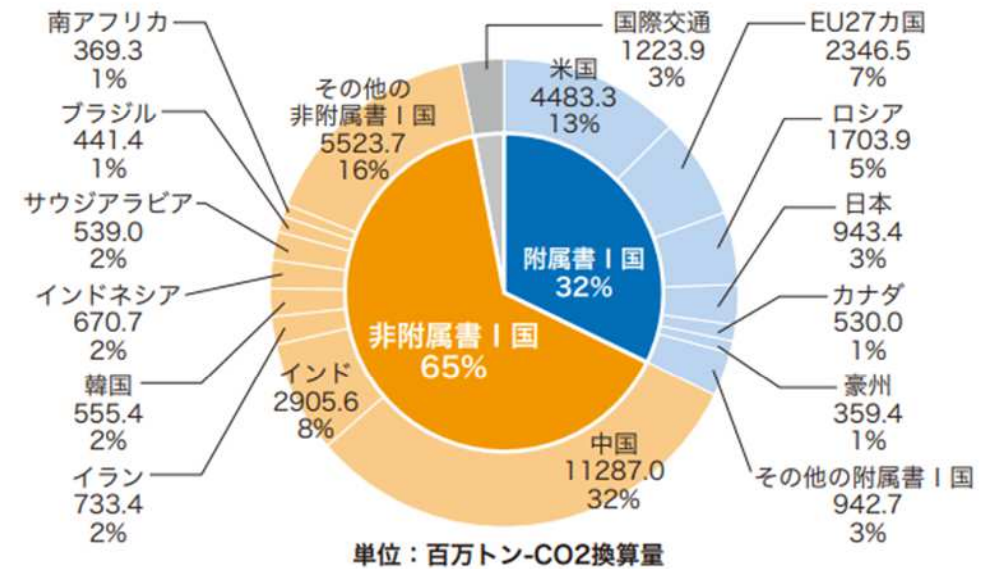
3. 支援施策

世界におけるGHG（温室効果ガス）排出の現状

エネルギー起源温室効果ガス排出量の推移



各国のエネルギー起源温室効果ガス排出量（2023年）

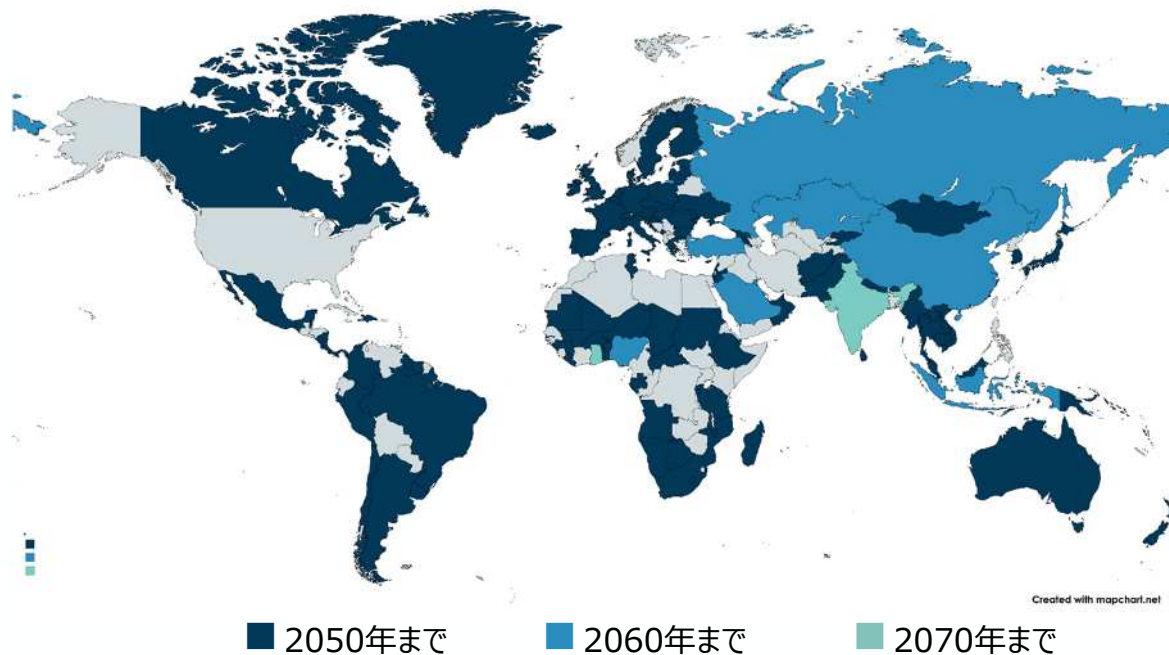


(出典) IEA (2025), GHG emissions from fuel combustion

世界におけるカーボンニュートラル宣言の状況

- 日本は、2050年カーボンニュートラルを宣言しており、2035年度に温室効果ガスの2013年度比60%減を目指すと表明。
- 世界のカーボンニュートラル（CN）目標を表明する国は137カ国・地域であり、その世界全体のCO2排出量に占める割合は、約7割。

期限付きCNを表明する国（2026年3月24日時点）



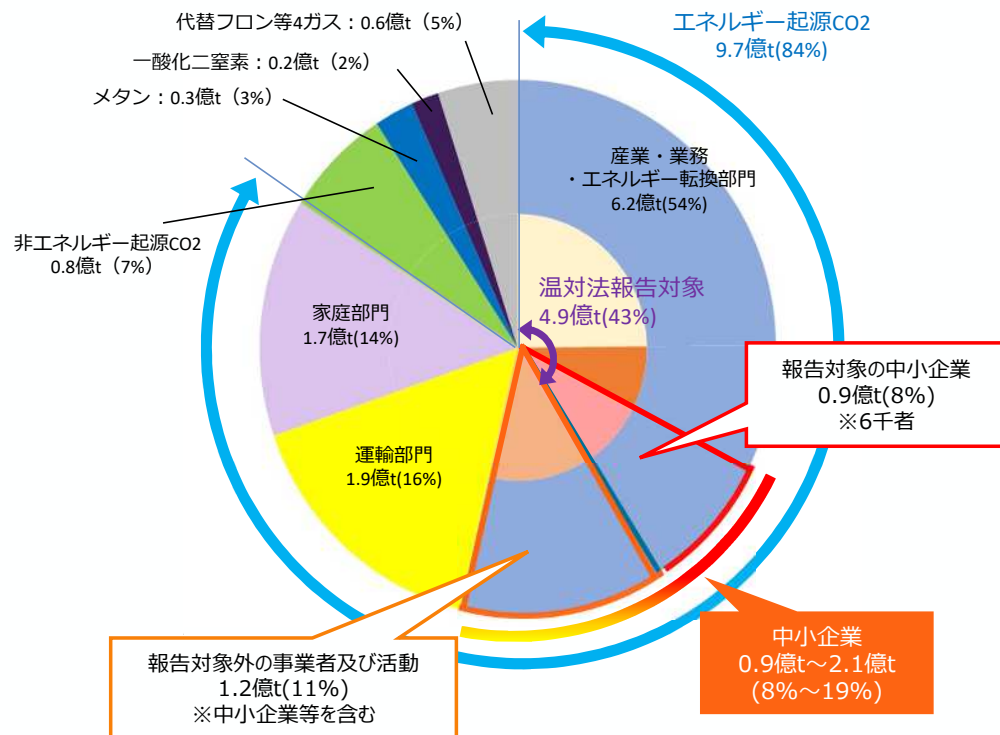
（出典）各国政府HP、UNFCCC NDC Registry、Long term strategies、World Bank database等を基に作成

※国連に提出されている各国の長期戦略や各国のCN宣言に基づき、CNを宣言している国・地域を経済産業省がカウント（2026年3月24日時点）

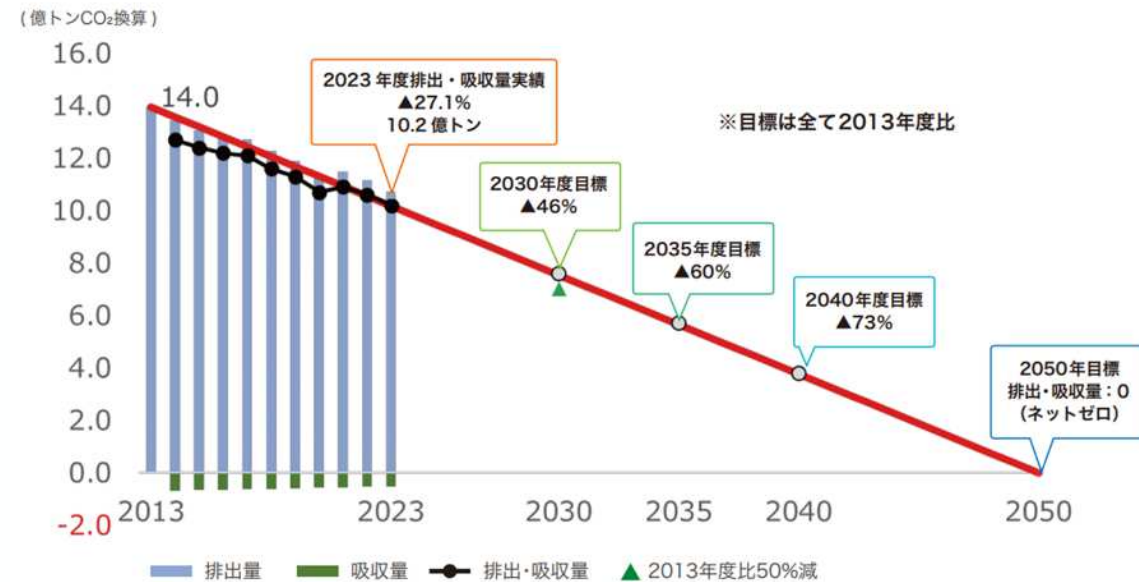
※CO2排出量：IEA “Greenhouse Gas Emissions from Energy Highlights”を元にCO2排出量をカウント。

日本におけるGHG（温室効果ガス）排出の現状①

<日本のGHG排出量内訳（2020年度）> （11.5億t）



<日本の削減目標（NDC）>



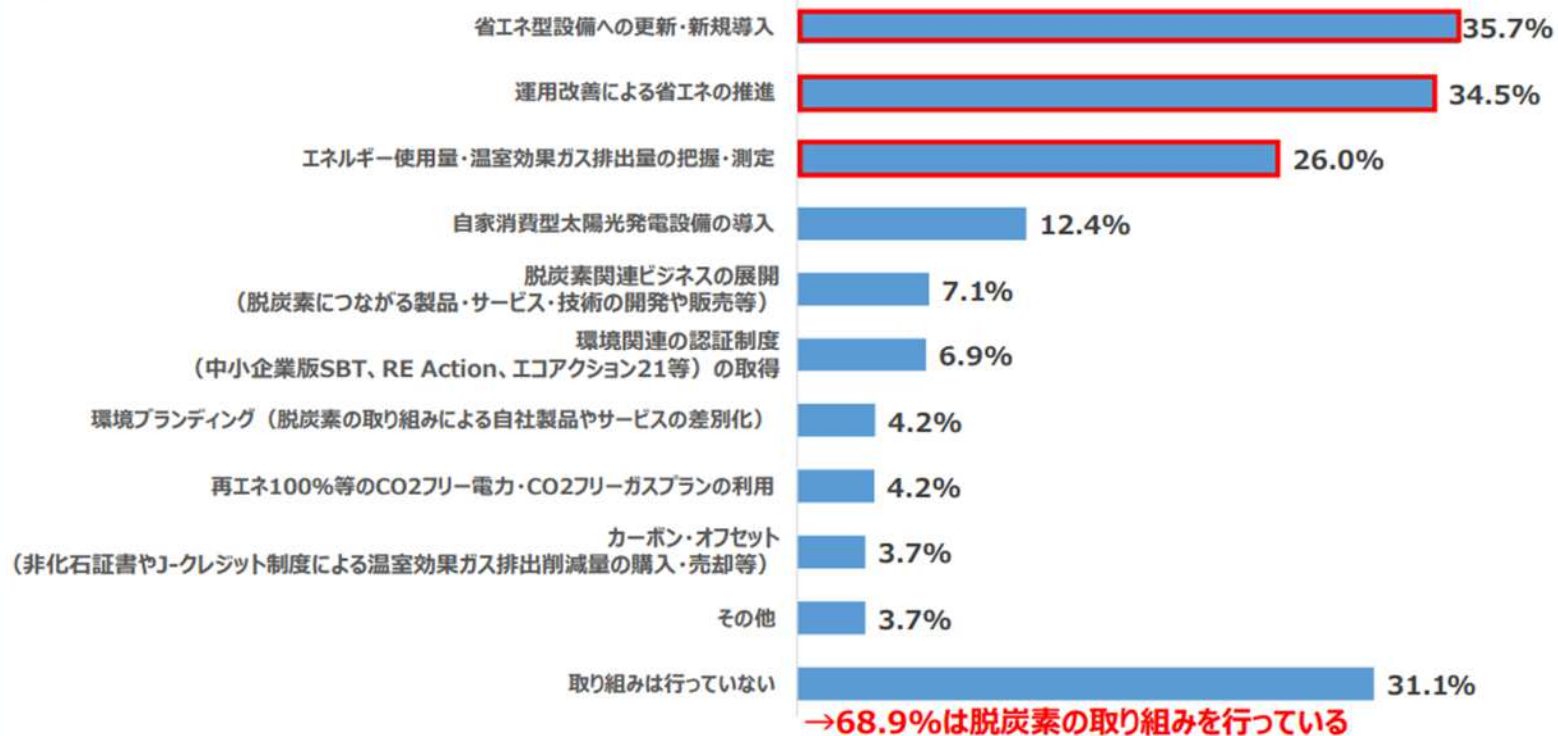
出典先：経済産業省クリーンエネルギー戦略中間整理 R4.5

出典先：資源エネルギー庁「日本のエネルギー」2026.2発行

2. 脱炭素に対する取り組み状況と課題 実施している脱炭素に関する取り組み

- 「脱炭素に関する取り組みを行っていない」と回答した企業は31.1%。中小企業においても、約7割（68.9%）が脱炭素に関する取り組みを実施。
- 「省エネ型設備への更新・新規導入」（35.7%）や「運用改善による省エネの推進」（34.5%）など、省エネに関する取り組みが多く、「エネルギーの使用量・温室効果ガス排出量の把握・測定」に取り組んでいる企業も約4社に1社（26.0%）となっている。

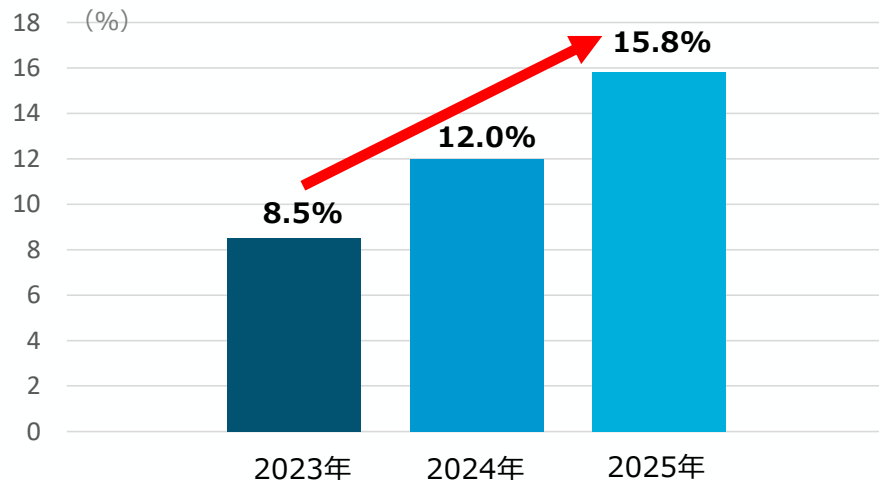
【複数回答】 n=1,828



中小企業に対するCNの要請状況

我が国中小企業が取引先からCN要請を受けた割合

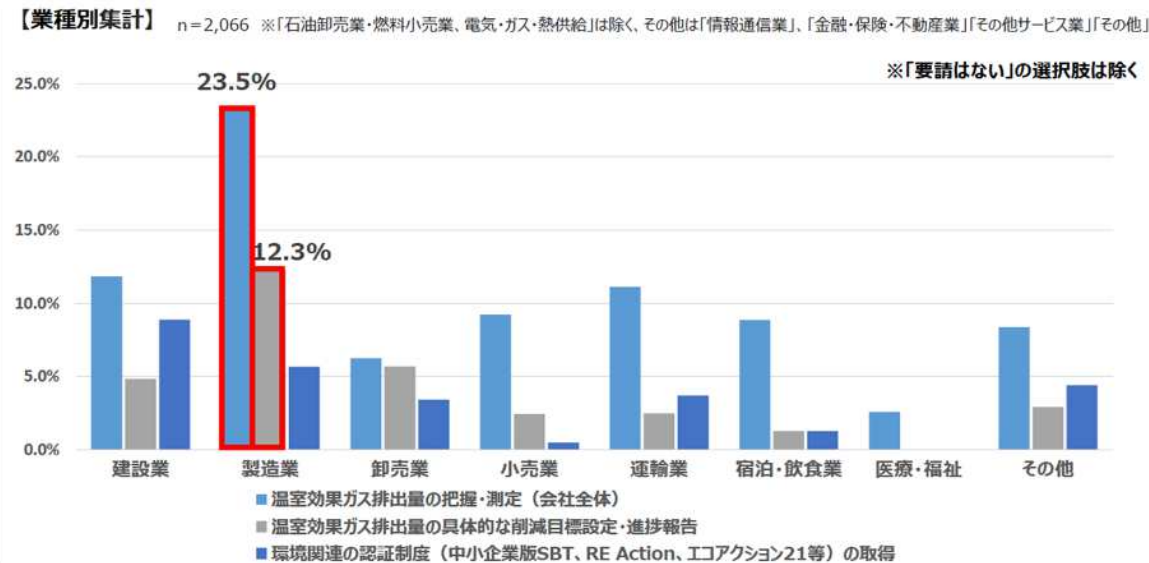
- ✓ 取引先から排出量計測・CNへの協力を要請された割合：
2023年8.5% ⇒ 2025年15.8%へ増加



(出所) 2025・2026年版「中小企業白書」より抜粋

脱炭素に関し、取引先等から要請を受けている内容 【要請内容上位3項目・業種別】

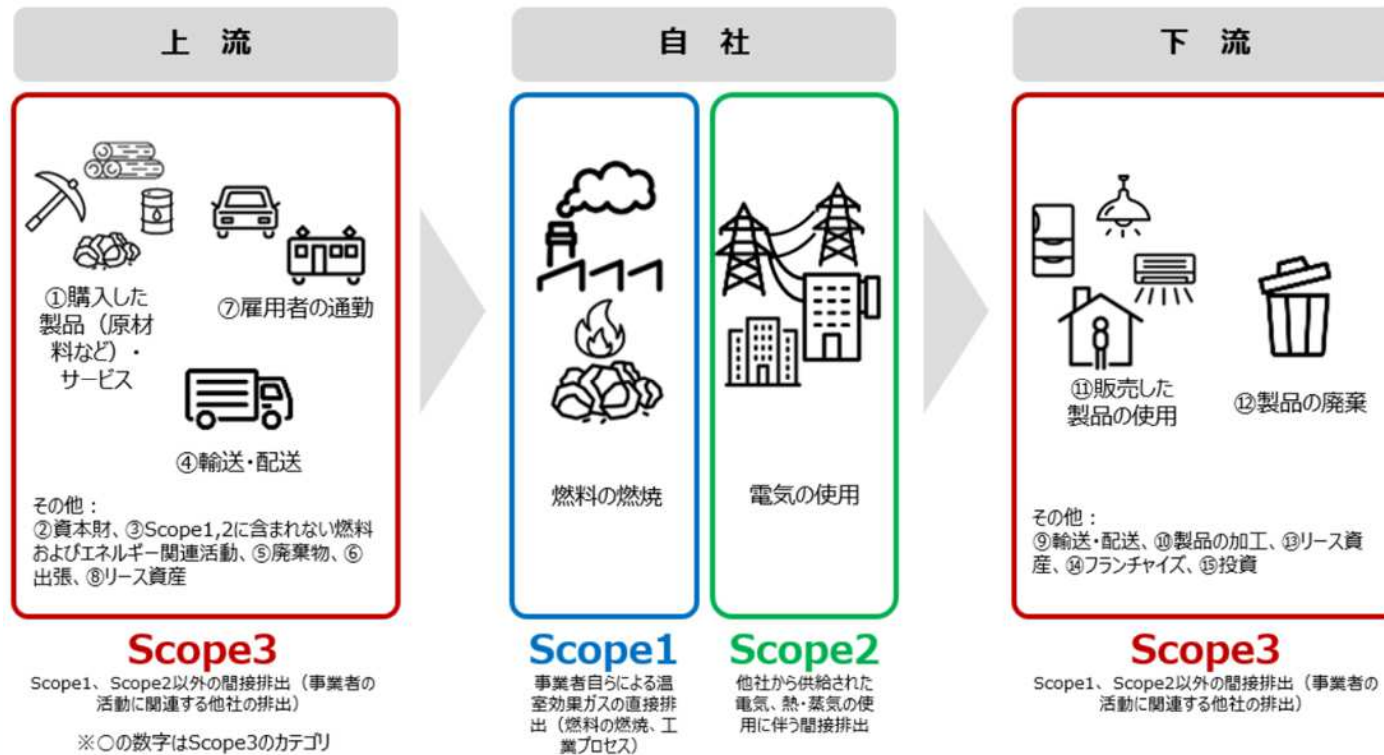
- ✓ 製造業が圧倒的に多く、まずはGHG排出量の把握・測定を求められている



(出所) 2024年6月「中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」(日本商工会議所・東京商工会議所)を基に経済産業省作成

サプライチェーン全体での排出削減の動き

- CO2排出の責任範囲は、自社だけでなく、サプライチェーン全体へと拡大。
- SCOPE 3 の削減に向けては、取引先に対する削減目標設定、活動に係る要請が増加。
- サプライチェーン上の各企業が、それぞれの立ち位置でCO2排出量を削減していくことが必要となっている。

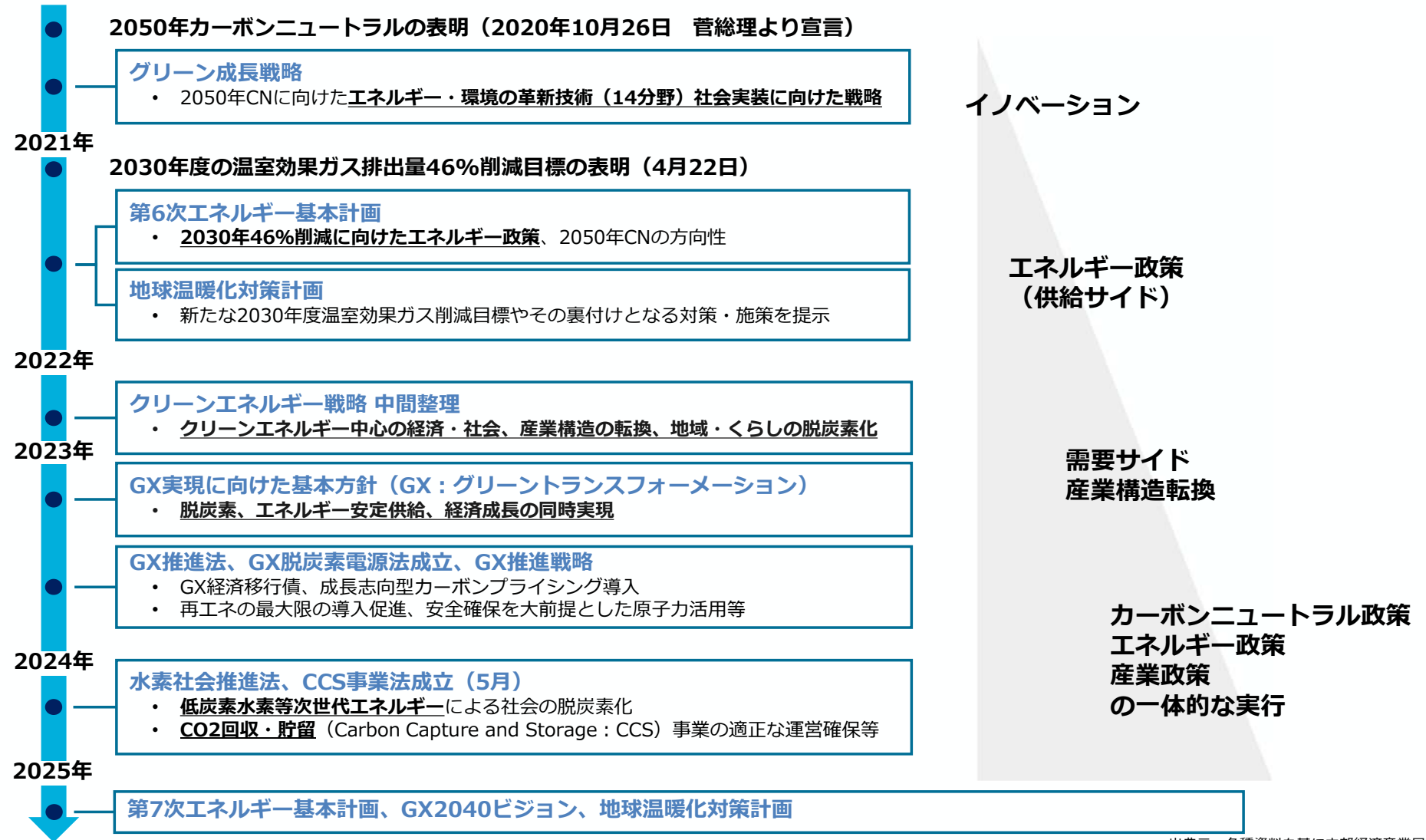


1. 現状認識

2. CN・GXに関する政策動向

3. 支援施策

2050年カーボンニュートラル表明後の主な動き



GX（グリーントランスフォーメーション）政策の枠組み

2. 政策動向

- GXは、「**エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素**」の3つを同時追求する取組。2022年7月にGX実行会議を立ち上げ「GX推進法」の制定・改定、「GX2040ビジョン」の策定などを通じて、グリーン一足飛びではなく、**多様なアプローチで2050年カーボンニュートラル実現を志向**した取組を推進。
- 「**GX経済移行債**」を活用した**20兆円規模の先行投資支援と制度的措置を一体的に講ずる**ことにより、**150兆円超の官民GX投資の実現**を目指す。

GXの基本理念

日本が強みを有する関連技術等を活用し、**経済成長・産業競争力強化を実現**

2050年カーボンニュートラル等の国際公約

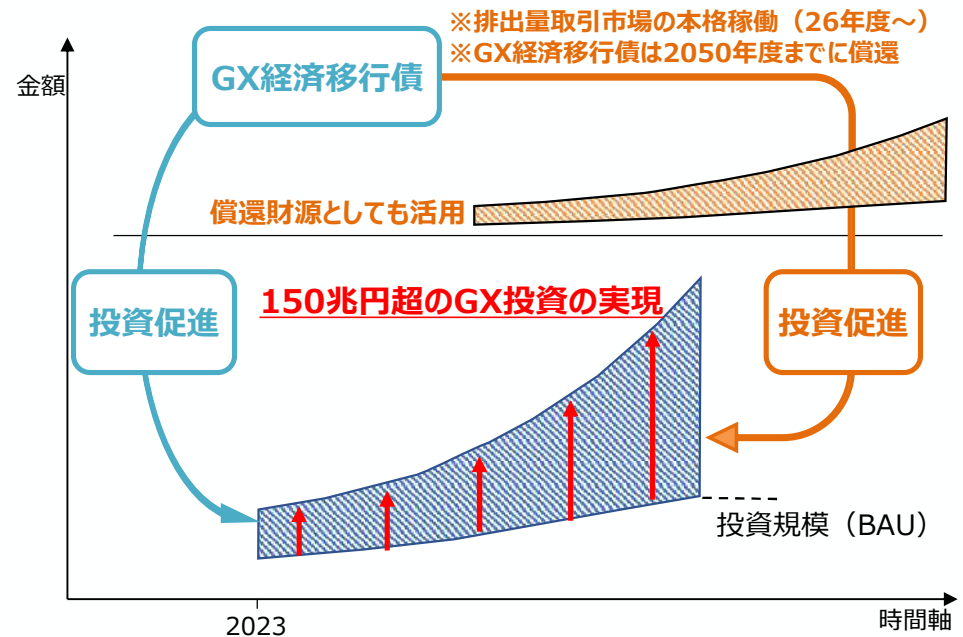


- ・ ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心にインフレが発生
- ・ 化石燃料への過度な依存から脱却し、危機にも強いエネルギー需給構造を構築

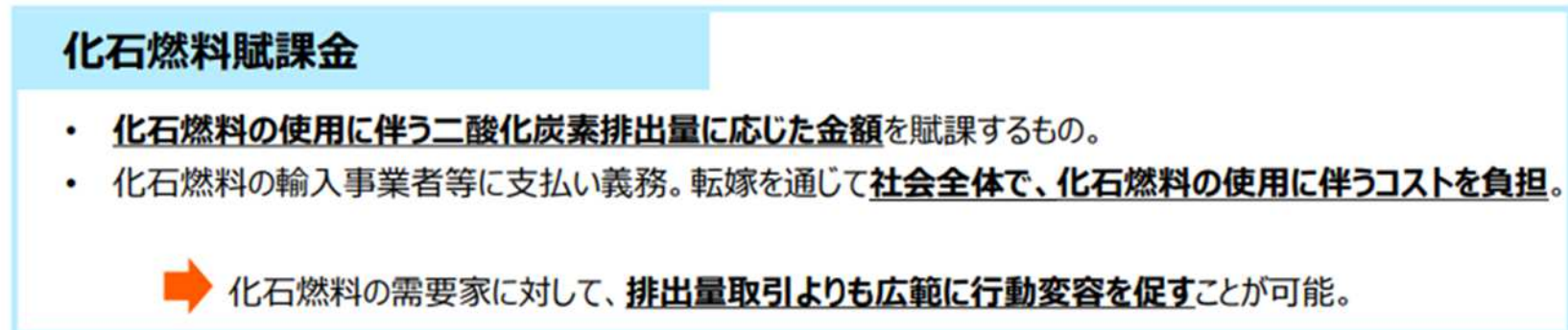
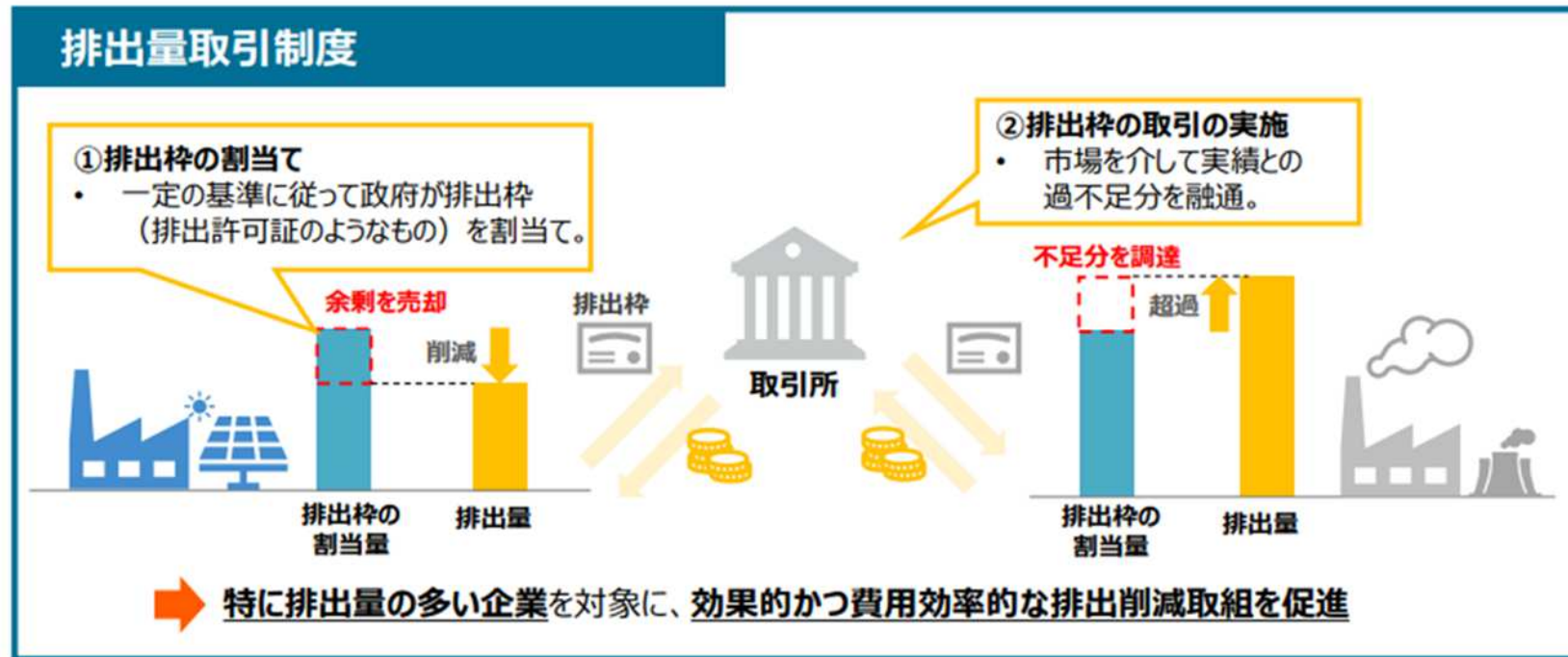
成長志向型カーボンプライシング

<カーボンプライシング>

- ・ 化石燃料賦課金（28年度～）
- ・ 発電事業者への有償オークション（33年度～）



カーボンプライシングの導入-排出量取引制度と化石燃料賦課金-



GX2040ビジョンの概要

2. 政策動向

1. GX2040ビジョンの全体像

- ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。

2. GX産業構造

- ① 革新技术をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。
- 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。

3. GX産業立地

- 今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。
- クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。

4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

- 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。
- AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。

8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

- 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

5. GXを加速させるための個別分野の取組

- 個別分野（エネルギー、産業、くらし等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。
- 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。

6. 成長志向型カーボンプライシング構想

- 2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。
- 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）
 - 一定の排出規模以上（直接排出10万トン）の企業は業種等問わずに一律に参加義務。
 - 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。
 - 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。
- 化石燃料賦課金の導入（2028年度～）
 - 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

7. 公正な移行

- GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。

「日本成長戦略」の柱としてのGX

- 国際情勢等も踏まえ、我が国は、「エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素」の3つを同時追求するGXをぶれずに進め、その中でこれまで以上に「**エネルギー安定供給**」と「**経済成長**」を重視し、「**国産エネルギー**」を強化するための「**危機管理投資**」と「**成長投資**」を集中実施。

「3つの投資」と内外一体の産業戦略の推進

「エネルギー安定供給強化」に向けたGX投資

- ① 次世代国産エネルギー開発（ペロブスカイト、次世代型地熱、フュージョンエネルギー等）の抜本強化
- ② 系統増強や水力・原子力等の脱炭素電源への支援
- ③ 次世代火力発電等の推進（水素/アンモニア混焼等）等

「GX産業クラスター」の創出に向けた投資

- ① 産業資源であるコンビナート等の再生・新産業拠点
- ② データセンター集積地の効率的な形成
- ③ 脱炭素電源を活用した新たな産業立地

地域未来戦略

地域ごとの産業クラスターの
戦略的形成

未来につながる「GX成長投資」

- ① 世界に勝てる新たなGX産業創出（自動車、蓄電池、AI・半導体、GX素材産業等）
- ② 中小企業等の省エネ投資
- ③ 暮らしのGX化（断熱窓、GX志向型住宅等）

AZEC等の枠組みも活用したグローバル市場形成

日本成長戦略

「危機管理投資」・「成長投資」による
強い経済の実現

I. 経済の現状認識・課題

- ◆ 我が国の潜在成長率は、長年にわたる「未来への投資不足」により、主要先進国と比べて低迷。
- ◆ 主要先進国では、官民が連携して大規模かつ長期的な財政支出を伴う産業政策が大きな潮流。
経済財政運営の在り方そのものに関するコペルニクスの転回であり、我が国も、こうした時代の変化を踏まえた国家運営が求められている。

II. 経済財政運営の基本方針

- ◆ 投資不足の流れを断ち切るとともに、世界的な産業政策の大競争時代に対応していくため、「責任ある積極財政」の考え方の下、「危機管理投資」や「成長投資」を大胆かつ戦略的に進め、中長期的な成長力強化につなげていく。
- ◆ 民間投資を引き出すために政府予算の予見可能性を確保する観点から、予算の作り方を根本から改める。
「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」をバランスよく同時に実現。令和9年度（2027年度）を「責任ある積極財政元年」と位置付ける。

「強い経済」の実現に向けた戦略的投資・分野横断的な取組

①日本成長戦略の推進

- 17の戦略分野における62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップに盛り込んだ施策パッケージの着実な実行
2040年度まで累計で370兆円超の官民投資を想定
- 8つの分野横断的課題へ対応するための具体策、政策パッケージの着実な実行

②成長基盤の強化

- 新技術立国、スタートアップ
- AX/DXの推進、フロンティアの開拓（宇宙・海洋・G空間）
- 規制・制度改革の徹底
- 企業の経営力向上、成長を支える資金の供給・確保
- 資源・エネルギー安全保障・GXの強化

③強い地域経済の構築

- 地域未来戦略の推進
- 賃上げ環境整備
- 持続可能で活力ある国土の形成、交通空白の解消、観光立国
- 農林水産業の構造転換による成長産業化、食料安全保障の強化

④人材力の強化・人材総活躍

- 人材の育成・能力発揮
（教育の質向上、リ・スキリング、アドバンスト・エッセンシャルワーカー育成等）
- 人材総活躍・誰一人取り残されない社会の実現
（若者・女性の活躍、孤独・孤立対策等）

強い外交・安全保障の確立

- 外交力・安全保障・情報力の強化
- 経済安全保障の強化

国民の安全・安心の確保

- 防災・減災・国土強靱化の推進、東日本大震災・能登半島地震への対応
- 治安・安全の確保（犯罪対策、安全・安心な暮らしの確保、環境リスクへの対応、気候変動適応策）
- 外国人政策の推進

民間投資の拡大による供給力の強化を、経済規模の拡大、税収基盤の強化につなげ、強い経済と財政の持続可能性を一体的に実現

責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

【目指す経済・財政の姿】

- ◆ GDP：2040年度 1,100兆円に近づく
- ◆ 成長率：できるだけ早期に、実質で1%超、名目で3%超を定着させ、更に引き上げていく
- ◆ 債務残高対GDP比：安定的に低下

(財政運営目標の設定)

- 強い経済の実現と財政の持続可能性を両立する観点から、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付け
- PBについては債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理
- 債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配慮しつつ、通年の国債発行額などを具体化

(経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換)

- デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換。令和8年度当初予算から実現した経済・物価動向等の的確な反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応
- 社会保障関係費については「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていく」との方針の下、給付と負担の改革を継続

(「強く豊かな日本」投資枠」の創設)

- 予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、「強く豊かな日本」投資枠を創設
- 規模については、財政の持続可能性を実現しながら必要十分な規模を確保
- 経済安全保障上、特に重要な分野などについては、特別会計において別枠管理

(補正予算依存からの脱却、基金や複数年度にわたる予算措置の見直し)

- 補正予算は緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置
- 基金ルールの抜本的な見直しを具体化
- 基金、国庫債務負担行為による複数年度契約、財政投融资、出資等の手法について、ガバナンスを強化しつつ、投資の性質に応じて適切な手段を活用

(市場の信認確保と分析・検証の強化)

- 国内外の市場関係者に透明性高く、一貫した説明を行う。経済・物価・金利動向や政策効果をめぐる不確実性に備え、幅広い可能性を踏まえた分析

※中長期的に持続的な経済社会の実現に向け、
全世代型社会保障の構築等、国民生活の基盤となる重要政策を推進

→2040年度までを計画期間とし、目指す経済・財政の姿を実現。

ミクロ・マクロでの実績把握、検証等も踏まえつつ、経済財政諮問会議の下、包括的な検証を実施。必要に応じて計画を見直す。

【官民投資ロードマップ】

(資源・エネルギー安全保障・GX)

- ①ペロブスカイト太陽電池等
- ②水素等
- ③グリーン鉄
- ④次世代型地熱
- ⑤洋上風力
- ⑥次世代革新炉
- ⑦GXケミカル

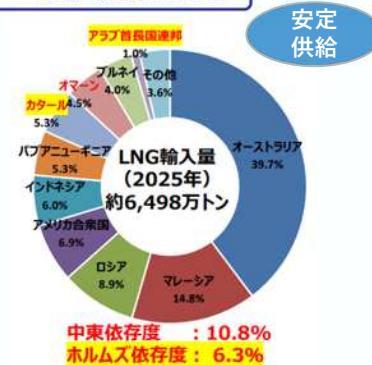
【参考】GX実現における燃料転換の役割・位置づけ

- 資源エネルギー庁の審議会（ガス事業環境整備WG）において、**天然ガスへの燃料転換は、GXへ貢献可能な手段として議論された**。委員からは**費用対効果が高く即効性のある取組と評価**されている。
- 天然ガスへの燃料転換は、GXのシームレスな実現に繋がる**足元からの取組として、エネルギーの安定供給・経済成長・脱炭素を同時に進めることができる**。
- GXの実現に向けては、地域特性や需要構造に応じて、**燃料転換を含む熱需要の脱炭素化に向けた多様な選択肢を組み合わせていくことが重要である**。

令和8年6月11日 第10回ガス事業環境整備WG 資料3より抜粋

■天然ガスの多様な調達・活用によりエネルギーの安定供給を実現

天然ガスは多様な地域から原料を調達。
ホルムズ海峡の依存度も低く、安定調達が可能。
また、天然ガスの高度利用により**電力の安定供給にも貢献が可能**。



※系統発電所のエネルギー利用率は40～50%

出典：2026年5月15日 資源・燃料分科会資料抜粋

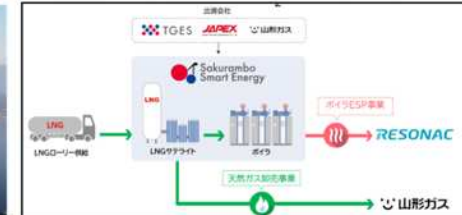
■燃料転換設備投資による地域経済活性化

燃料転換 新居浜LNG基地、山形県東根大森工業団地

新居浜LNG基地は、発電所と近隣地区産業需要へのガス供給で将来的に年間65万tのCO2削減を見込む。山形県東根大森工業団地も**面的な燃料転換により、CO2削減と投資回収促進を実現**。



写真：新居浜LNG基地外観



図：山形県東根大森工業団地スキーム図

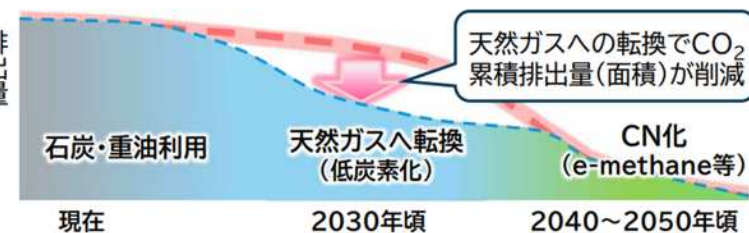
■低炭素化からフレキシブルに将来的なCNへ

合成メタン等は既存インフラへそのまま活用が可能。
天然ガスと合成メタン等が混合可能であるため、需要家ごとに経済と環境のバランスを図ったフレキシブルなCN化が可能。

脱炭素

経済成長

排出量



1. 現状認識

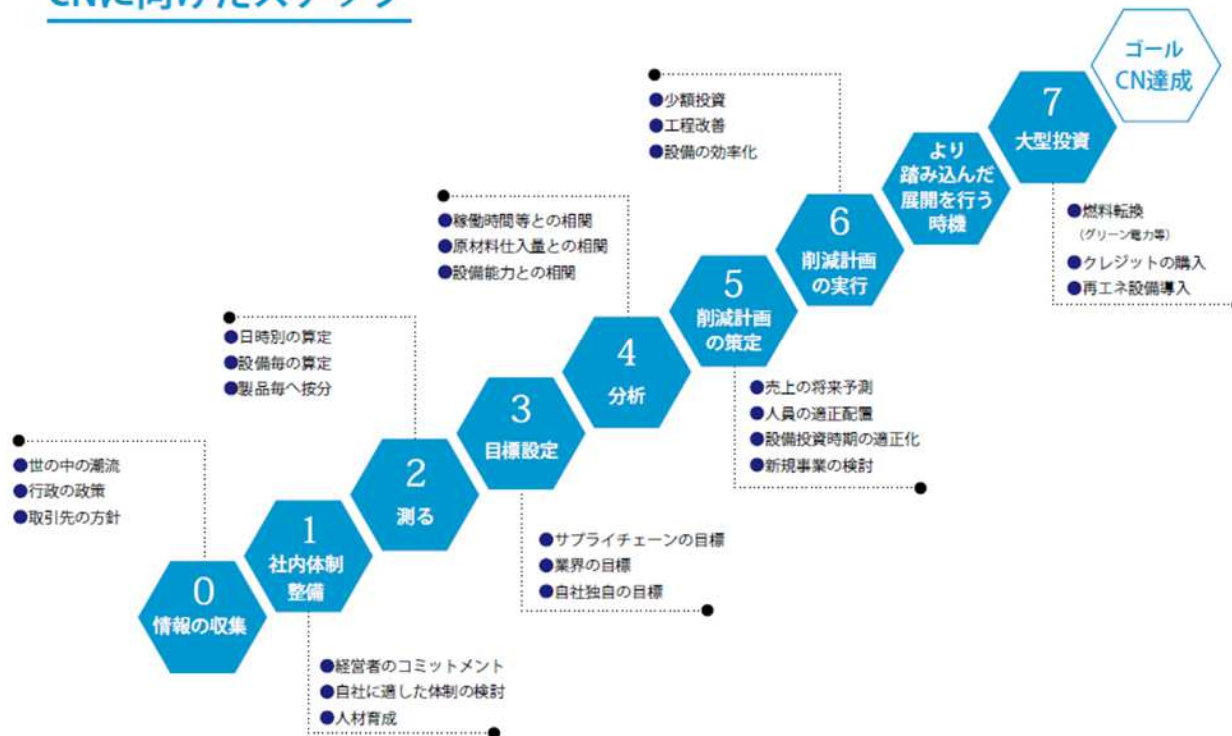
2. CN・GXに関する政策動向

3. 支援施策

製造業向けカーボンニュートラル達成に向けての手引書

- 中部経済産業局では、中小製造業のCNの取組に関して
「取り組みたいが、具体的にどういった手順で進めればよいかに分からない」といった声を多くお伺いすることから、
 CN相談窓口やCN支援に取り組んでいるアドバイザー視点による、CNに向けた取組のステップを示した手引書を作成。

CNに向けたステップ



手引書の詳細は、中部経済産業局HP
 (左記)をご参照ください



中小企業等のカーボンニュートラル推進に係る支援策

- 経済産業省では環境省とともに中小企業向けのカーボンニュートラル支援施策パンフレットを作成。カーボンニュートラル施策のステップに応じて支援策を紹介。



設備を診断して光熱費削減

省エネ診断



省エネの専門家が、工場・ビル・店舗等のエネルギーの使用状況を把握し、省エネ取組・再エネ導入等の提案を行います。

また、希望に応じて、省エネ診断の結果を基に、省エネ取組と一緒に進めていくためのサポートをします。

1 ウォークスルー診断

現地の設備をウォークスルーで診断。エネルギー使用状況を確認し、省エネにつながる提案を行います。



6,006円～51,051円
※ 診断を希望する事業所の規模や設備種類別、年間のエネルギー使用量等に応じて変動

2 IT診断

※価格は税込です。

実測データから、設備/プロセスごとのエネルギー使用状況を見える化・分析。計測しないと分からないエネルギーの無駄を見つけ、改善提案を行います。

22,000円～110,000円程度
※ 支援内容に応じて設定、最大220,000円



3 伴走支援

更新設備の最適仕様の調査、設備のチューニング、省エネ・再エネ取組の定着支援等、幅広いサポートをします。

※ ウォークスルー診断の申込時に、伴走支援も併せて申込可能です。
11,000円～22,000円程度
※ 支援内容に応じて設定、最大51,051円

省エネ診断・伴走支援の流れ



省エネ診断・伴走支援を受けた事業者の声

- エネルギー使用状況が数値で可視化され、課題の優先順位が明確になった。
- 初期投資なしの省エネ提案もあり、すぐに実行できた。
- 補助金活用の相談にも気軽に乘ってもらえた。
- 診断をきっかけに、コスト削減が実現、社内の省エネ意識の向上にもつながった。

一般社団法人
sii 環境共創イニシアチブ
Sustainable open innovation initiative

■ ご負担額（税込）

まずは気軽に診断を受けてみたい方におすすめ！
ウォークスルー診断

①設備単位プラン

※ 最大2設備まで
組合せ可能です

ご負担額（税込）
6,006円/設備

②工場・事業所全体プラン

診断プラン	ご負担額（税込）	年間エネルギー使用量	延床面積	事業所の規模
300kl 診断プラン	16,016円	300kl以下	1,000㎡以下	—
1,500kl 診断プラン	22,022円	300kl超 ～1,500kl以下	1,000㎡超 ～2,000㎡以下	2棟以上又は 4階建て以上
3,000kl 診断プラン	28,028円	1,500kl超 ～3,000kl以下	2,000㎡超 ～5,000㎡以下	3棟以上又は 7階建て以上
カスタム 診断プラン	28,028円超 ～51,051円	3,000kl超	5,000㎡超	4棟以上又は 10階建て以上

※ 年間エネルギー使用量/延床面積/事業所の規模は、いずれか1つを満たしていれば当該プランをご利用いただけます。
詳細は診断機関にお問い合わせください。

IT診断

データを活用して、効果的な省エネ
取組を実施したい方におすすめ！

ご負担額
（税込） 22,000円～110,000円程度
（最大220,000円）

伴走支援

省エネ診断後の継続的なフォローで、
確実に成果を出したい方におすすめ！

ご負担額
（税込） 11,000円～22,000円程度
（最大51,051円）

※ 伴走支援は、省エネ診断を受診済の事業者が対象です。

■ 対象の事業者（以下のいずれかに該当する事業者は、省エネ診断を受診することができます。）

- 中小企業基本法に定める中小企業者
- 会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の事業所※
- ※ 会社法上の会社に該当しない事業者：社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、協同組合等

省エネ診断・伴走支援の詳しい情報・お申込みはこちら！

■ 本事業のお問合せ先

【窓 口】 一般社団法人 環境共創イニシアチブ
【ナビダイヤル】 0570-000-680
【IP電話専用】 042-303-0413
【受付時間】 10:00～12:00、13:00～17:00
（土日祝日を除く）

■ お申込み

特設WEBサイトからお申込みください。



省エネ診断

検索

<https://shoeshindan.jp/>



令和7年度補正予算

2次公募

省エネ・非化石転換補助金

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

本事業は、国内の法人および個人事業主の皆様を対象に、省エネルギーの推進を支援するものです。

工場・事業場型と**設備単位型**の両面から事業所のエネルギー対策を強力にサポートします。

本パンフレットは、

工場・事業場型ver.

対象となる事業区分

- (I) 工場・事業場型
(II) エネルギー需要最適化型です。

最大補助率
2/3

補助対象となる設備について

工場・事業場の省エネ取り組みについて以下の補助対象設備の導入を支援します。

先進設備・システム

SIがあらかじめ公募を行い、「先進的な省エネ技術等に関する技術評価委員会」において決定した審査項目に照り、SIが設置した外部審査委員会において審査のうえ、採択した設備・システムが対象。

～省エネ効果が見込まれる先進技術等を用いた設備・システム～



オーダーメイド型設備

機械設計又は事業者の受用目的に合わせて設計・製造する設備等であり、設計図書等の納品書がある設備が対象。

EMS機器

エネルギーマネジメントシステムで、SIが指定した「EMSのシステム要件」を満たし、あらかじめSIの選定を受け、補助対象システム・機器として登録されている機器が対象。

指定設備

以下の設備区分に該当する設備であり、SIがあらかじめ定められたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIが補助対象設備として公表した設備が対象。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ①高効率空調(業務・商業用エアコン) | ③産業用モーター |
| ②産業ヒートポンプ | ④制御機能付きLED照明器具 |
| ③業務用給湯器 | ⑤工作機械 |
| ④高効率ボイラ | ⑥プラスチック加工機械 |
| ⑤高効率コージェネレーション | ⑦プレス機械 |
| ⑥低炭素工業炉 | ⑧印刷機械 |
| ⑦変圧器 | ⑨ダイカストマシン |
| ⑧冷凍冷蔵設備 | |

※上記の一覧に該当しないその他の設備が認められた高効率な設備として指定した設備も対象となる。

～SIが公開するリストから選択可能～



2次公募期間

2026年6月1日(月)～2026年7月9日(木)

一般社団法人
si 環境共創イニシアチブ
Sustainable and Innovative Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

※本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブが代表幹事となり、大日本印刷株式会社の共同事業体により執行する事業です。

令和7年度補正予算

2次公募

省エネ・非化石転換補助金

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

本事業は、国内の法人および個人事業主の皆様を対象に、省エネルギーの推進を支援するものです。

工場・事業場型と**設備単位型**の両面から事業所のエネルギー対策を強力にサポートします。

本パンフレットは、

設備単位型ver.

対象となる事業区分

- (III) GX設備単位型 / (IV) 設備単位型
(II) 電化・脱炭素転換型 (IV) エネルギー需要最適化型です。

最大補助率
1/2

補助対象となる設備について

設備単位の省エネ取り組みについて以下の補助対象設備の導入を支援します。

指定設備

以下の設備区分に該当する設備であり、SIがあらかじめ定められたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIが補助対象設備として公表した設備が対象。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ①高効率空調(業務・商業用エアコン) | ③産業用モーター |
| ②産業ヒートポンプ | ④制御機能付きLED照明器具 |
| ③業務用給湯器 | ⑤工作機械 |
| ④高効率ボイラ | ⑥プラスチック加工機械 |
| ⑤高効率コージェネレーション | ⑦プレス機械 |
| ⑥低炭素工業炉 | ⑧印刷機械 |
| ⑦変圧器 | ⑨ダイカストマシン |
| ⑧冷凍冷蔵設備 | |

※上記の一覧に該当しないその他の設備が認められた高効率な設備として指定した設備も対象となる。

～SIが公開するリストから選択可能～



電化・脱炭素転換型 対象設備

指定設備のうち、化石燃料から電化への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を行う以下の5設備が対象。

- ①産業ヒートポンプ ②業務用給湯器のうち業務用ヒートポンプ給湯器
③高効率ボイラ ④高効率コージェネレーション ⑤低炭素工業炉
※上記の設備区分に該当しないその他の設備が認められた高効率な設備のうち、電化・脱炭素転換に資するものとして指定した設備も対象となる。

水素対応設備

指定設備のうち水素燃料を使用し、設備の仕様として専断又は10%以上(体積比)の水素が可能な設備が対象。

※水素燃料を行うために設備を改造する事業は、電化・脱炭素転換型における指定設備区分以外の設備も対象となる。

EMS機器

エネルギーマネジメントシステムで、SIが指定した「EMSのシステム要件」を満たし、あらかじめSIの選定を受け、補助対象システム・機器として登録されている機器が対象。

2次公募期間

2026年6月1日(月)～2026年7月9日(木)

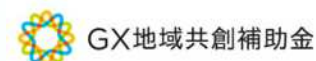
一般社団法人
si 環境共創イニシアチブ
Sustainable and Innovative Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

※本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブが代表幹事となり、大日本印刷株式会社の共同事業体により執行する事業です。

脱炭素電源地域貢献型投資促進事業の概要

国庫債務負担行為含め総額2,100億円
(令和8年度予算 400億円)



3. 支援施策

脱炭素電源を活用し付加価値の高いGX関連投資を実施しつつ、活用する電源の立地地域に貢献する事業者に対して設備投資の支援を実施する（補助率：最大1/2）。

支援事業者

一定規模以上の設備投資※を行い、産業要件&脱炭素電源要件を満たす大企業～中小企業
※高付加価値な製品を製造する企業／DC事業者
支援対象となる投資額が10億円以上（大企業の場合は20億円以上）の事業者

支援対象

建物費（土地代は除く）、機械装置費等 ※DCの場合、DC建物、冷却設備、受電設備等（一部高性能なサーバー類を除く）

産業要件

（Ⅰ）対象分野の成長性／重要性、（Ⅱ）対象事業の競争力、（Ⅲ）支援の必要性等を総合的に評価

脱炭素要件

需要電力に対して、その全量を脱炭素電力とし、かつ需要電力の50%以上は同一都道府県から調達することを前提としつつ、以下の3つの観点から支援の強度（補助率／補助上限額）を決定
A) 使用する電源の立地地域への貢献度合い（50%以上調達する都道府県に企業立地／その他に企業立地し、企業版ふるさと納税等で貢献）
B) 電源との紐づき
（自家発電・コーポレートPPA（CPPA）により同一都道府県から50%以上調達／脱炭素電力メニュー含めて同一都道府県から50%以上調達）
C) 電源の種類（新設・再稼働電源により同一都道府県から50%以上調達／既設電源含めて同一都道府県から50%以上調達）

No	企業の立地場所	電源との紐づき	電源の種類	補助率		補助金額の上限
				製造設備投資型	DC設備投資型	
1	需要電力の50%以上を調達する都道府県に企業が立地	需要電力の50%以上を自家発電・CPPAのみで、同一都道府県から調達	新設・再稼働電源のみで需要電力の50%以上を同一都道府県から調達	50%（33%）	50%（33%）	250億円
2	需要電力の50%以上を調達する都道府県に企業が立地	需要電力の50%以上を自家発電・CPPAのみで、同一都道府県から調達	新設・再稼働に加えて、既設電源も含めて需要電力の50%以上を同一都道府県（脱炭素電力供給地域に限る）から調達	40%（25%）	40%（25%）	250億円
3	需要電力の50%以上を調達する都道府県に企業が立地	脱炭素電力メニュー含めて、需要電力の50%以上を同一都道府県から調達	新設・再稼働・既設を問わず需要電力の50%以上を同一都道府県（脱炭素電力供給地域に限る）から調達	40%（25%）	30%（20%）	100億円
4	企業版ふるさと納税や地域共生基金等により需要電力の50%以上を調達する都道府県に対して地域貢献を実施	需要電力の50%以上をCPPAのみで同一都道府県から調達	新設・再稼働電源のみで需要電力の50%以上を同一都道府県から調達	40%（25%）	対象外	50億円
5	企業版ふるさと納税や地域共生基金等により需要電力の50%以上を調達する都道府県に対して地域貢献を実施	需要電力の50%以上をCPPAのみで同一都道府県から調達	新設・再稼働に加えて、既設電源も含めて需要電力の50%以上を同一都道府県（脱炭素電力供給地域に限る）から調達	30%（20%）	対象外	50億円

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長等

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

3. 支援施策

- 温室効果ガス2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素効果の高い投資の加速が不可欠。**
- 今後も企業の脱炭素投資を後押しするため、生産工程を効率化する等炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能なカーボンニュートラル投資促進税制を拡充・延長等**する。

改正概要

【適用期限：2028年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大8%の税額控除（中小企業者等※¹の場合は最大10%）又は30%の特別償却※²。
- 炭素生産性の向上率を以下のとおり見直し。特定大企業※³がサプライチェーン上の中小企業者等の排出削減を目指す取組を支援した場合、炭素生産性の向上率は現行どおり。

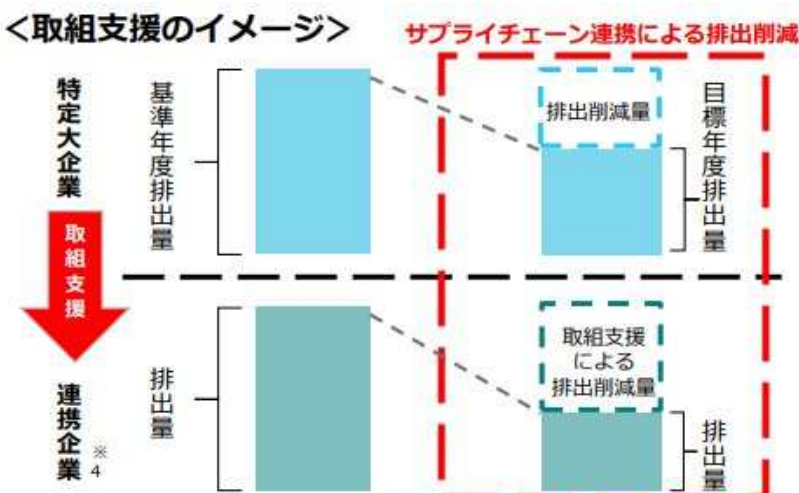
＜炭素生産性の相当程度の向上と措置内容＞

企業区分	現行		改正後	
	炭素生産性の向上率	税制措置	炭素生産性の向上率	税制措置（令和8・9年度）
中小企業者等	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%	22%	税額控除10% 又は 特別償却30%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%	17%	税額控除5% 又は 特別償却30%
中小企業者等 以外の事業者 ※連携企業へ 取組支援をした場合	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%	25% ※20%	税額控除8% 又は 特別償却30%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%	20% ※15%	税額控除3% 又は 特別償却30%

※1・・中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の5第3項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の6第2項第1号に規定する中小企業者。

※2・・措置対象となる投資額は500億円まで。控除税額は法人税額又は所得税額の20%まで。

＜取組支援のイメージ＞



- 取組支援により、連携企業の炭素生産性の向上率が30%以上となる必要がある。
- 一定の要件を満たした場合、連携企業自身も本税制の適用が可能。

※3・・サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人をいう。

※4・・連携企業とは、特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者等をいい、グループ会社を除く。

サプライチェーン連携による省エネ支援

- 欧州を中心とした脱炭素要請等を背景に、サプライヤーとの脱炭素に向けた連携強化に向けた動きが加速しつつある。
- 中小企業が行える脱炭素の取組は、①太陽光発電の導入か、②省エネが中心であり、今後、例えば、下流の大企業が上流の中小企業に知見等を共有するなど、サプライチェーン連携による具体的な省エネ対策の実施が期待される。

＜サプライチェーンにおける省エネ連携イメージ＞

フェーズ1：意識醸成
(サミットの開催等)



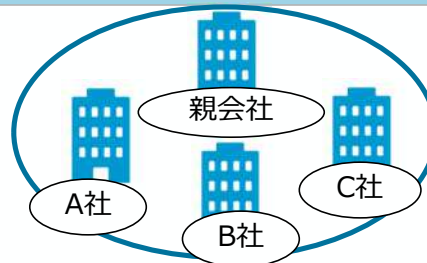
省エネ・脱炭素の重要性を、
サプライヤー全体で認識共有。
脱炭素に向けた意識を醸成。

事務局（国の委託事業）から再委託の形で、
幹事企業・機関が受託して実施 【新設】

＜国の支援①：委託費＞

- 意識醸成・チームアップに向けた取組みをサポート

フェーズ2：チームアップ
(取組み計画の作成等)



少数グループによる勉強会等を開催し、
それぞれの取組計画を作成するなど、
具体的なアクションに向けて準備

＜国の支援②：補助金＞

- それぞれが作成した省エネ計画に基づく設備更新を支援

フェーズ3：改善の実行
(省エネ・非化石転換設備更新・運用改善等)



計画等に従って、
設備更新・運用改善を実現

省エネ・非化石
転換補助金 I 型
サプライチェーン
連携枠【新設】

御清聴ありがとうございました。



中部経済産業局では、ウェブサイト、SNS、メールマガジンなどを通じて、最新の施策情報を発信しています。

下記の二次元コードからご覧ください!!



中部経済産業局
ウェブサイト



メールマガジン



X



note